金属類売払い（単価契約）仕様書

１　業務の内容及び目的

安城市リサイクルプラザにおいてプレス、あるいは破砕処理した後に発生する金属類について、買受者はこれをリサイクル利用する。

２　金属類の種類及び規格

①　アルミ缶のプレス品　　大きさ　５６㎝×４３㎝×１７㎝
②　スチール缶のプレス品　　大きさ　５６㎝×４３㎝×１８．５㎝
③　破砕処理したアルミ
④　破砕処理したスチール
⑤　スプリング・ハンガー
⑥　コード
⑦　鉄屑
⑧　モーター
⑨　銅屑
⑩　マンガン鋼
⑪　ダイス鋼

３　契約価格

契約価格は、アルミ缶のプレス品、スチール缶のプレス品、破砕処理したアルミ、破砕処理したスチール、スプリング・ハンガー、コード、鉄屑、モーター、銅屑、マンガン鋼、ダイス鋼それぞれのトン当たりの単価とする。

４　引取り及び請求方法

（１）各金属類の引渡しは安城市リサイクルプラザ（安城市赤松町乙菊１８番地）においてリサイクルプラザの職員立会の下で引渡すので、引取車両を買受者が用意し、各金属類を引き取ること。
（２）積込作業時は可能な限り騒音を低減する措置を講じること。
（３）破砕処理したアルミ、破砕処理したスチールについて、車両への積込作業は売渡者がホッパから車の荷台に積載する。１回の引渡し量は通常２～４ｔ程度だが、まれに６ｔを超えることもあるので、買受者は１回で７ｔ以上積載可能な車両で引取りを行

うこと。また、引取りの際に、リサイクルプラザの職員により発火、粉塵飛散を防ぐために散水を行うものとし、引取り後は、これらに配慮し運搬するものとする。

（４）アルミ缶のプレス品、スチール缶のプレス品について、車両への積込作業は買受者が行うものとし、積込作業にフォークリフトが必要な場合は、売渡者所有のフォークリフトを使用できる。

（５）スプリング・ハンガー、鉄屑について、４ｔコンテナに入れたまま引渡すので、買受者は４ｔフックロール車を用いてコンテナごと引取ること。ただし、車両への積込作業は買受者が行うこと。コンテナは引渡し日のうちに買受者が安城市リサイクルプラザに返却すること。

（６）コード、モーター、銅屑について、買受者は引渡し物を入れるための金属製の同じ重量の容器を、予備を含めて２つ用意し、売渡者に無償で貸与すること。容器の寸法は、概ね高さ×幅×奥行き：７０×１２０×９０（㎝）とし、フォークリフトで安全に運搬可能な構造であること。売渡者は引渡し物を金属製の容器に入れたまま引渡すが、金属製の容器は引渡し日のうちに買受者が売渡者に再び貸与すること。なお、金属製の容器は、履行期間終了後に買受者が引き取ること。

　また、車両への積込作業は買受者が行うものとし、積込作業にフォークリフトが必要な場合は、売渡者所有のフォークリフトを使用できる。

（７）マンガン鋼とダイス鋼は、それぞれリサイクルプラザ高速破砕機、低速破砕機の磨耗した刃とハンマーである。マンガン鋼、ダイス鋼について、売渡者は破砕機から取り外したそのままの状態のものを引渡す。

（８）請求に関して、全種全量リサイクルプラザに備わった計量器にて計量を行うものとし、その重量と契約価格を基に計算された１ヶ月分の各金属類の引取合計金額を毎月買受者に請求する。

（９）買受者は１ヵ月分の引受量をまとめたものを翌月１０日までに安城市に報告すること。

５　引取り経費

引取りに係る経費は、買受者の負担とする。

６　金属類の引渡数量実績（令和７年１２月～令和８年３月期実績）

①　アルミ缶のプレス品　　１５回（ 46.44 トン）

②　スチール缶のプレス品　　４回（ 28.45 トン）

③　破砕処理したアルミ　　６回（ 14.40 トン）
④　破砕処理したスチール　７８回（213.14 トン）
⑤　スプリング・ハンガー　１８回（ 16.32 トン）
⑥　コード　　５回（ 5.60 トン）
⑦　鉄屑　　２回（ 5.98 トン）
⑧　モーター　　１回（ 0.38 トン）
⑨　銅屑　　引き渡し実績なし
⑩　マンガン鋼　　１回（ 0.28 トン）
⑪　ダイス鋼　　引き渡し実績なし

7　金属類の引渡数量の見込み（令和８年１２月～令和９年３月）

①　アルミ缶のプレス品　　４８トン
②　スチール缶のプレス品　　３２トン
③　破砕処理したアルミ　　１２トン
④　破砕処理したスチール　　２１２トン
⑤　スプリング・ハンガー　　１６トン
⑥　コード　　４トン
⑦　鉄屑　　１２トン
⑧　モーター　　０．１トン
⑨　銅屑　　０．０１トン
⑩　マンガン鋼　　０．１トン
⑪　ダイス鋼　　０．１トン

※数量は見込み数量であり、引渡しを保証するものではありません。

8　物品引取日の指定

物品引渡し日及び時間は、売渡者の指定する日とし、引渡し日の指定は売渡者が前日までに行う。物品引渡し日の指定は祝日を含めてほぼ毎日あり、午前８時３０分の指定や、１日に複数回の指定を行うこともある。

9　業務履行期間

業務履行期間は、令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までとする。